

議案第 14 号

市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例

第 1 条中「又は事業の経歴が短い者」を削る。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項中「独立資金」を「独立支援資金（個人が新たに独立して事業を行うため必要とする資金をいう。以下同じ。）」に、「市内で開業しようとする」を「市内に事業所を設置して事業を開始する」に改め、同項第 1 号中「同一の中小企業者」の次に「（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 1 号の 2 に規定する会社及び個人並びに同項第 3 号に規定する法人のうち、市内に事業所を有するものをいう。）」を加え、「もの」を「者」に改め、同項第 2 号中「有するもの」を「有する者」に改め、同項第 3 号中「も

の」を「者」に改め、同条第2項を削り、同条を第2条とする。

第4条中「独立育成資金」を「独立支援資金」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第2号中「個人の場合にあっては、年齢が」を削り、同条第3号中「市区町村民税の課税対象者であるときは、当該市区町村民税」を「市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「独立資金」を「独立支援資金」に、「1,500万円」を「、市内に住所を有する者にあっては1,500万円を、市内に住所を有しない者にあっては1,000万円」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第7条とする。

第9条中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（保証協会及び融資金融機関の責任の共有等）

第13条 保証協会及び融資金融機関は、独立支援資金の融資について国が定める基準に従い責任を共有するものとする。

2 保証協会及び融資金融機関は、第2条各号に掲げる者に対し、相互に連携して独立支援資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。

3 市は、前項の規定による経営支援について第2条各号に掲げる者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。

第14条第1項中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改める。

第15条第1項中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同項第2号中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第3項各号列記以外の部分及び第1号中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同項第2号中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同項第3号中「により」の次に「独立支援資金の」を加え、同項第4号中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 独立支援資金により開始した事業に係る事業所を市内に有しなくなったとき。

第15条第3項第6号中「独立育成資金」を「独立支援資金」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を滞納したとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(独立資金に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に融資を受けている改正前の市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例（以下「旧条例」という。）第2条第3号に規定する独立資金（以下「独立資金」という。）は、改正後の第2条に規定する独立支援資金（以下「独立支援資金」という。）とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例に基づく規則の規定によりなされている独立資金の融資の申請は、改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例に基づく規則の規定によりなされた独立支援資金の融資の申請とみなす。

(育成資金に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に融資を受けている旧条例第2条第4号に規定する育成資金及び旧条例に基づく規則の規定により融資の申請がなされている当該育成資金については、なお従前の例による。

理 由

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例に基づくベンチャービジネス等支援資金については責任共有制度の対象除外となることを踏まえ本条例に基づく育成資金をベンチャービジネス等支援資金に統合するため削除する等の所要の改正を行うとともに、信用保証協会と金融機関との責任の共有等について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。